

○中 氏満公へ御謀反叶まじき由を再三自筆に書き、持佛堂へ入て則腹切給ひける、法名道珍と號す、鎌倉殿大きに驚き給ひ、忽に京都の公方將軍の御望をやめられ、御後悔ありて、同卯月晦日に三島まで打立ける上杉安房入道道合に、管領を被仰付、
〔應仁記〕熊谷訴狀之事

近江國鹽津ノ住人熊谷ト云奉公ノ者アリ、智仁勇ノ三徳ヲ兼備ヘテ、文武ニ惑ヲ不懷者アリ、當代ノ御政道ノ不正事ヲ悲テ、密々諫言ヲ綴テ、目安ノ狀ヲ進上ス、義政將軍被御覽、金言忽ニ逆耳ニヤ、大ニ瞋リ、其諫ル處ハ、一トシテ道ニ雖不違、其司ニ非ズシテ、法ヲ行ヒ諫言ヲ納ル、條、狼藉是也、史記云ク、其人ニアラズシテ、其官ニ居ス、是謂亂天下トテ、所領ヲ沒收セラレ、熊谷左衛門、其身ヲ追放セラレケルゾ、淺間敷ケレ、

〔甲陽軍鑑九品第十九〕一右亥の年中○天文八年は、晴信公無行義にてまします事、中々其時代の衆、物語仕ながらも、殘さず申事は、成がたきほどの様子と相聞え候、其子細は、若小殿原衆、或若女房達をあつめ給、日中にも、御座敷の戸をたてまはし、晝といへども蠟燭をたて、一切夜晝の辨もなく、夜るは亂鳥までの狂○中略、おもてへ御出の時分は、出家衆をあつめ、詩をつくり給ふ、○中略、板垣信

形、詩をよく作る出家を近付、其身のやどに三十日あまり、右の出家をおき奉り、御前の出仕は、虛病をかまへ、萬事をさし置、晝夜はげみて、廿五六日の間に、板垣信形詩作様をならひ、さて其後御城において、詩の短冊ありし時、板垣縁に畏罷有、我等にも一首仰付られ候へと申、○中略、板垣信形申は、是より能作候事は、今から幾年許にて罷成べく候やと申上る、晴信公宣は、是からは能作らん事、連々に少も苦勞有まじと仰らる、そこにて板垣申上る、晴信公詩を作り給ふ事、大方になされ候へ、國持給ふ大將は、國の仕置諸侍をいさめ、他國をせめとりて、父信虎公十双倍、名を取給はば、信虎公と對々にて御座候、子細は、信虎公の御無行儀にて、姪亂無道まし、或はふかき科